一　施行者の名称　埼玉県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第五十号所沢都市計画道路事業三・三・一号飯能所沢線
三　事業施行期間　自平成十七年二月十八日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千三百六十三号水戸・勝田都市計画道路事業三・四・百四十四号上菅谷・下菅谷線
三　事業施行期間　自平成十二年十二月十四日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千百六十六号下館・結城都市計画、研究学園都市計画及び下妻都市計画下水道事業小貝川東部流域下水道
三　事業施行期間　自平成九年五月二日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第千四百三十三号下妻都市計画、下館・結城都市計画、石下都市計画及び八千代都市計画下水道事業鬼怒小貝流域下水道
三　事業施行期間　自平成五年六月二十四日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第二百五十五号笠間都市計画公園事業九・六・〇〇一号笠間芸術の森公園
三　事業施行期間　自昭和五十七年二月二十三日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　山梨県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第四百五十号富士北麓都市計画、都留都市計画、大月都市計画及び上野原都市計画下水道事業桂川流域下水道
三　事業施行期間　自平成六年三月二日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月三十日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
取手市小浮気字長張七五四番一から龍ケ崎市佐貫町字牛久沼番外二番一まで	前	A 一〇・五〇～一九・六〇	五二・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一〇・五〇～一九・六〇	三一八・〇〇	
	後	A 一〇・五〇～一九・六〇	二・九九八キロメートル	
		B 一〇・五〇～一九・六〇	五二・〇〇	
			三一八・〇〇	
			三・九一九	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

関東地方整備局長　菊川　滋

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
茨城県東茨城郡茨城町大字小幡字千貫桜一〇二八番一一から同町大字奥谷字前新堀一八二一番八まで	前	一五・三五～一四・〇〇	三四・五六メートル	
	後	一五・三五～一四・〇〇	〇・二四〇キロメートル	